

## 阪神水道企業団公告

下記の業務について、公募型プロポーザル方式に係る手続を開始するので、次のとおり公告する。

令和4年10月5日

阪神水道企業団  
企業長 吉田延雄

### 1 業務概要

#### (1) 業務名称

阪神水道企業団SNS利用及びウェブサイト評価・検証支援業務委託

#### (2) 業務内容

阪神水道企業団（以下「企業団」という。）の認知度向上及び効果的な情報受発信のための、SNSの活用及びウェブサイトの評価・検証に係る付帯業務で次に掲げるもの。

ア 企業団ウェブサイトの現状評価（構成・デザイン等含む。）

イ Google アナリティクス等のデータ分析（ページ毎の数値の分析・検証等含）

ウ ア・イを踏まえた上での改善策の提案

エ SNSアカウントの管理・運用

オ SNSツールにおけるフォロワー獲得

カ その他必要と認められる業務

#### (3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日(金)まで

#### (4) 上限金額

1,430,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

#### (5) 問い合わせ

〒658-0073 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号

総務部総務課総務係 TEL078-431-4351

### 2 プロポーザル（提案）を求める内容

阪神水道企業団SNS利用及びウェブサイトの評価・検証に関する提案

### 3 参加資格

プロポーザルに参加する者は、次の項目全てに該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条4の規定に該当しない者であること。

(2) 公募型プロポーザル参加表明書の提出期限において、企業団指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。

(4) 消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。

(5) 履行期間において、常に迅速に連絡調整可能な体制を維持できる者であること。

#### 4 参加表明に必要な書類と記載上の留意事項

参加表明に必要な書類（以下「参加表明書等」という。）は次のとおりとし、文字サイズは10ポイント以上とする。

- (1) 参加表明書（様式－1）
- (2) 誓約書（様式－2）
- (3) その他必要と認められる書類（様式任意）

※各種様式については、下記 URL を参照

<https://hansui.org/tender-contract/tender-announcement/puropozarufairu/proposal>

#### 5 参加表明書等の提出方法、提出先及び受付期間

##### (1) 提出方法

持参により提出すること。（電子メールによる提出は不可）

##### (2) 提出先及び受付期間

###### ア 提出先（受付担当）

〒658-0073 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号

総務部総務課契約係（本庁舎3階） TEL 078-431-1902

※質問受付メールアドレス keiyaku@hansui.or.jp

###### イ 受付期間

公告の日から令和4年10月21日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前9時00分から午後5時00分まで（午後11時30分から午後1時30分までを除く。）

#### 6 参加表明後の流れ

##### (1) スケジュール

本業務の契約までの日程については次のとおり予定している。

項目	日程
参加表明書等の受付及び実施要項等の配付	公告の日～10月21日（金）
質問の受付	10月24日（月）～10月26日（水）
回答の送付	10月27日（木）～10月28日（金）
提案書の受付	10月31日（月）～11月15日（火）
プレゼンテーションの実施	11月16日（水）
受託候補者の特定	11月17日（木）～11月18日（金）
契約の締結	11月18日（金）

(2) 提案説明書の配布

参加表明書の提出者（以下「参加表明者」という。）に対して、企業団から提案書の作成方法等を記載した提案説明書を配付する。

(3) 受託候補者の特定方法

ア プレゼンテーションの実施

受託候補者の特定に当たっては、提案者に提案内容のプレゼンテーションを求めることとし、その開始時間、場所等については、電話にて連絡する。

イ 提案内容の審査

提出された提案書並びにプレゼンテーションの内容について、企業団において設置する「評価委員会」において一定の評価基準に基づき審査を実施し、最も優れた提案を行った者を受託候補者として特定する。

ただし、参加表明時において、資格要件を満たさない者又は参加表明書等に不備がある者については失格となり、提案書の評価は行わない。

ウ 審査結果の通知

審査結果については、書面にてすべての提案者に通知する。

(4) 契約後の手続

特定された受託候補者と企業団との間で提案書に記載された内容を基に契約条件等を協議の上、協議成立後に契約を締結する。

なお、受託候補者との間で契約が成立しない場合は、次順位者を順次繰り上げる。

7 その他の留意事項

(1) 参加表明書等の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。

(2) 参加表明書等に虚偽の記載をした場合には、当該参加表明書等を無効とするとともに、当該参加表明者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(3) 提出された参加表明書等は返却しない。また、当該参加表明書等は受託者の特定以外には使用しない。

(4) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届を提出する。

(5) 書類等の作成に用いる言語は、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51条）に定める単位とする。

# 参加表明書

令和 年 月 日

阪神水道企業団 企業長 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

下記業務の提案書に基づく選定に参加したいので、これに必要な書類を提出します。

## 記

1 公告日 令和 年 月 日

2 業務名 阪神水道企業団SNS利用及びウェブサイト評価・検証支援業務委託

担当部署

担当者名

T E L

F A X

E - mail

## 誓約書

令和 年 月 日

阪神水道企業団 企業長 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

「阪神水道企業団 SNS 利用及びウェブサイト評価・検証支援業務委託」のプロポーザル参加申込みを行うに当たり、同業務に関する阪神水道企業団公告に記載されている参加資格要件を全て満たしていることを誓約いたします。

なお、企業団より参加資格要件に関して必要な書類の提出を求められた場合には、速やかに必要書類を提出いたします。

また、提案説明書受領後において、参加資格要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、企業団が行う措置（参加資格の取消し、契約解除等）に従います。